

熊本県行政文書等管理委員会規則をここに公布する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第28号

熊本県行政文書等管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)第34条第8項の規定に基づき、熊本県行政文書等管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。